

2026年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲 法 問 題】

次の〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

〔設問１〕

内閣総理大臣の有する行政各部に対する指揮監督権について、最高裁判所の判例を踏まえつつ、１０行程度で説明しなさい。

〔設問２〕

A市屋外広告物条例（以下「本条例」という。）は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物および屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し若しくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的として定められたものである。

本条例４条１項３号は、A市内全域の「街路樹及び路傍樹、その支柱」に対する屋外広告物の表示または掲出物件の設置を全面的に禁止し、同３３条１号は、これに違反する者に対し３０万円以下の罰金に処する旨を定めている。さらに、本条例３６条には「この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と定められている。

Xは、大学の映画サークルの部長であり、しばしば映画を自主製作し、大学構内やA市民会館で上映会を開催している。２０**年８月、Xは『消えたカネの行方』と題する映画（以下「本件映画」という。）を制作し、これをA市民会館で上映することにした。本件映画は、政治資金収支報告書に記載されなかったパーティー券収入等の「裏金」の存在に焦点を当て、その使途や背景に疑問を投げかけるものであり、政治的メッセージ性の強い内容となっていた。

Xは本件映画をなるべく多くの人々に観てもらいたいと考え、様々な形で告知・宣伝することにした。SNS上での自身のアカウントにおける告知はもちろんのこと、SNSを利用しない人たちにも宣伝したいと考え、A４判のチラシ（以下「本件チラシ」という。）を１００枚作成し、サークルのメンバーを通じてその知人らに配布してもらうことにした。なお、本件チラシには、本件映画のタイトル（『消えたカネの行方』）、紹介文（「政治資金収支報告書の「裏金」の存在に焦点を当て、その使途や背景に疑問を投げかける！！」）、上映場所（「A市民会館小ホール」）および上映日時（「８月３１日（日）１８時上映開始」）が記載されているのみであった。

ただ、サークルのメンバーの知人への告知だけでは来場者に偏りが出ることが予想されたことから、より幅広い層の来場を目指して、A市民会館周辺の路上にポスターを掲出することにした。そして、Xは、A4判のプラスチック製段ボールに本件チラシを貼付したポスター（以下「本件ポスター」という。）を作成し、上映日の2日前である20**年8月29日に、A市民会館前の道路脇にある街路樹2本の各支柱に本件ポスターをそれぞれ一枚ずつ括り付けて掲出した（以下「本件掲出」という。）。なお、本件ポスターは上映直後に撤去する予定だった。

本件掲出の際、Xは警察官により本件掲出を見咎められ、「本条例4条1項3号に違反するため、直ちに撤去しなければ処罰の対象となる」旨の警告がなされた。しかし、周辺の街路樹には、一般の営利広告物も同号に違反して多数掲出されていたため、Xは警察官の警告を気にせず、本件ポスターをそのまま掲出して立ち去ろうとしたところ、本条例4条1項3号違反の疑いで現行犯逮捕され、後日、起訴された。

本件の刑事裁判において、Xは、自身の本件掲出が政治的メッセージを伴う表現行為として憲法21条1項によって最大限に保障されるべきであるとしたうえで、本件掲出がなされた場所や周囲の状況、本件ポスターの数量や形状、掲出の方法等を総合的に考慮した場合、表現の価値の有する利益が美観風致の維持の利益に優越するため、本件掲出に対して本条例4条1項3号および同33条1号を適用し処罰することは、これらの諸規定の解釈適用を誤り、憲法21条1項に違反すると主張している。なお、これに対して、検察官は、Xの主張する事情を勘案しても、美観風致の維持の利益が優越すると主張している。

本件掲出に対して本条例4条1項3号および同33条1号を適用しXを処罰することの憲法適合性について、あなたの意見を述べなさい。その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

2026 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：憲法】

《出題趣旨》

〔設問 1〕について

例年、〔設問 1〕においては、憲法学における基本的事項に関する知識を問うことに主眼を置いて出題を行っている。今年度の A 日程では、内閣の分野から「内閣総理大臣の行政各部に対する指揮監督権」（憲法 72 条）に関する説明問題を出題した。統治分野についても入学前にしっかりと学習してきてほしいというメッセージを込めつつ毎年出題しているので、そのメッセージを受け取っていただければ幸いである。

〔設問 2〕について

今年度の A 日程では、屋外広告物の掲出を屋外広告物条例に基づき処罰することの合憲性について出題した。本問では、本事案と同種ないし類似の事案に関する重要判例の知識や憲法学の基本的事項に関する知識が十分に定着しているかや、法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているかについて、その判定が試みられている。したがって、本問を解答するにあたっては、具体的な事案の中から憲法上の問題点を明らかにし、ただ闇雲にこれを検討すればよいというわけではない。まずその検討を行うのにふさわしい適当な憲法の条文を選択し、そのうえで、当該事案の性質や事案類型に即した判断枠組みを定立し、自らの定立した判断枠組みに基づいて具体的な検討を行うことが求められている。さらに、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及することも、求められている。本問では、①大阪市屋外広告物条例事件判決（最大判昭和 43 年 12 月 18 日刑集 22 卷 13 号 1549 頁）や②大分県屋外広告物条例事件判決（最判昭和 62 年 3 月 3 日刑集 41 卷 2 号 15 頁）が類似の事案として参考になり、②判決の伊藤正己裁判官補足意見、とりわけそこで展開されたパブリック・フォーラム論を踏まえた検討を行うことが、本問の解答としては想定されていた。

なお、本問の解答における最終的な結論は合憲・違憲のどちらでもよい。説得的な理由づけとともに丁寧に論じることが、本問では求められている。

《解説・講評》

〔設問 1〕について

憲法 72 条は、内閣総理大臣が「内閣を代表して……行政各部を指揮監督する」と定めている。さらに憲法上、内閣総理大臣は、行政権を行使する「内閣の首長」（同 66 条 1 項）であり、国务大臣の任免権（68 条）をも有していることに鑑みれば、内閣総理大臣は、内閣を統率し、行政各部を統轄調整する地位にあるといえることができる。

もっとも、内閣総理大臣が行政各部を統括調整するためにその指揮監督をなしうるとしても、この指揮

監督の権限はあくまで内閣を代表して行使されるものであり、内閣総理大臣の専権事項ではないため、基本的には、「閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する」（内閣法6条）こととなる。

とはいえ、最高裁判所の判例（ロッキード〔丸紅ルート〕事件大法廷判決平成7年2月22日刑集49巻2号1頁）によれば、「閣議にかけて決定した方針」が存在しない場合においても、「流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため、内閣総理大臣は、少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有する」とされている。

本設問の解答に際しては、①憲法72条が内閣総理大臣に行政各部の指揮監督権限を付与していること、②行政各部の指揮監督は基本的に閣議にかけて決定した方針に基づく必要があること、③こうした方針がない場合でも、内閣の明示の意思に反しない限り、一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有すること、の3点については、最低限言及してほしいところである。特に③では、これが判例（ロッキード〔丸紅ルート〕事件）の採る立場である旨の指摘があることが理想的である。また、こうした行政各部の指揮監督権限を論ずる際には、内閣総理大臣が「内閣の首長」（同66条1項）であり、国務大臣の任免権（憲法68条）を有していることから導かれる内閣総理大臣の強められた地位がこの権限の背景に存する旨の指摘ができていると、さらに好意的な評価が与えられることとなろう。

もっとも、大多数の受験生は、「ロッキード〔丸紅ルート〕事件」について問われていることにさえ気づくことができず、大幅な失点に繋がってしまっていた。ここで大幅な失点をしてしまうと、〔設問2〕でそのすべてを取り返すことは困難であるので、知識の穴を作らないように心がけていただきたい。

〔設問2〕について

本問では、本件掲出に対してA市民会館条例4条1項3号および同33条1号を適用し処罰すること（以下「本件処罰」という。）の合憲性が問われている。この点、本問の事案では、本条例自体の合憲性についても憲法上の論点となりうるところであったが、問題文の最終段落において、「処罰することの憲法適合性について、あなたの意見を述べなさい。」と記されているので、本問の解答にあたって、法令審査は不要である。具体的な適用における合憲性（適用違憲）に絞って検討することが求められていた。しかし、残念ながら、多くの答案は、いわゆる「お決まりのフォーマット」、すなわち「法令違憲⇒適用違憲」という書き流し方に固執してしまい、出題趣旨から外れた論述を縷々展開してしまっていた。要求されたオーダーに応えることは、各種試験においてだけではなく、実務に入ってからでも重要であるので、出題者の問いに的確に答えるという基本を日頃から意識して、学習に取り組んでいただきたい。

本件処罰の合憲性を検討するにあたっては、まず、「この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定する本条例36条の規定が、適用違憲の存在を認める条文上の根拠になりうる点に、留意する必要がある。この規定は、本条例の屋外広告物規制が政治活動の自由や表現の自由に対する不当な侵害となる場面を含みうるものである点に鑑み、運用面、とりわけ刑罰規定の適用場面において、基本的人権への配慮を求める趣旨と解され、基本的人権の価値が本条例の目的（美観風致の維持等）に優越する場合には、刑罰を科するべきではない旨を定めたものと理解されうる。

それゆえ、本条例36条に従えば、仮にある表現行為が同4条1項3号に該当するとしても、同33条1号を適用してこれに刑事罰を科することができるのは、「表現の価値の有する利益」と「美観風致の維

持の利益」とを比較衡量し、後者が前者に優越する場合に限られることになろう。もし前者が後者に優越する場合において同33条1号を適用して処罰するときは、これは憲法21条1項の表現の自由を不当に侵害し、違憲と判断されることになる。

実際、大分県屋外広告物条例事件判決（最判昭和62年3月3日刑集41巻2号15頁）の伊藤正己裁判官補足意見も、「それぞれの事案の具体的な事情に照らし、広告物の貼付されている場所がどのような性質をもつものであるか、周囲がどのような状況であるか、貼付された広告物の数量・形状や、掲出のしかた等を総合的に考慮し、その地域的美観風致の侵害の程度と掲出された広告物にあらわれた表現のもつ価値とを比較衡量した結果、表現の価値の有する利益が美観風致の維持の利益に優越すると判断されるときに、本条例の定める刑事罰を科することは、適用において違憲となるのを免れないというべきである。」と述べている。ここでは、比較衡量の判断枠組みとその際の考慮要素が明示されているが、本間においても、これを参考に具体的な検討を行えばよいだろう。

そこで、本事案についてみると、まず本件掲出の行われた場所は、A市民会館前の道路脇にある街路樹の支柱である。②判決の伊藤正己裁判官補足意見によれば、公衆の目に触れやすいという意味でビラやポスターの貼付に適した場所や物件は、道路や公園とは性格を異にするものの、パブリック・フォーラムたる性質を帯びるとされる。そうだとすれば、本件掲出の行われた街路樹の支柱についても、その場所のパブリック・フォーラム性は肯定しうる。受験生の答案のなかには、このように掲出場所のパブリック・フォーラム性に言及するもののほか、掲出場所が本件映画の上映場所の付近であることが本件ポスターにとって意義を有することを（本件映画の有する自己統治の価値との関連のもとで）指摘するものも散見された。こうした指摘も、「表現の価値の有する利益」を測るべく「事案の具体的事情に照らし」た検討を試みるものとして、一定の評価に値するであろう。

また、たしかに街路樹等は都市的美観形成において一定の役割を担うものであり、その保護は美観風致の維持という本条例の目的と関連するものであるとしても、Xが指摘するように、本件掲出の行われた周囲・周辺の街路樹には一般の営利広告物も同号に違反して多数掲出されていた。この事実を踏まえれば、当該場所においては厳格に美観が維持されていたとはいえず、美観風致の維持の利益や必要性が相対的に低かったとの評価も成り立ちうる。このような状況では、本件掲出に含まれる表現の価値の利益が美観風致の維持の利益に劣後するとは考え難く、Xの本件掲出を処罰することの正当性は揺らぐことになりえよう。

また、ポスターの数量・形状・方法については、本件ポスターはA4判のプラスチック製段ボールにチラシを貼付したもので、数量はわずか2枚であった。サイズも小型であり、景観に与える影響は限定的と述べる。さらに、支柱に「括り付ける」という掲出方法は、ビラを貼り付ける方法とは異なり、容易に撤去可能であり、加えて「上映直後に撤去する予定だった」点を考慮すると、本件掲出は一時的な性質が強いものである。これらの状況から、本件掲出による美観風致への侵害の程度は極めて軽微だったとの評価もあり得よう。

以上の比較衡量に基づけば、本事案においては、政治的メッセージを伴う表現の自由の利益が美観風致の維持の利益に優越し、本件掲出を理由にXを処罰することは、表現の自由を不当に侵害し、憲法21条1項に違反する、との主張も十分に考え得る。

これに対して、他方で、本事案においては、XにはSNS上での告知やチラシ配布といった、美観風致を損なわない多様な代替手段が存在していた点を指摘することもできよう。すなわち、Xがこれらの手段

に加えて、あえて条例で禁止されている街路樹の支柱に掲出する必要性は乏しく、街路樹やその支柱への本件掲出が制限されることによる不利益は大きくなかったとも評価しうる（もっとも、こうした見解に対しては、XはSNSを利用しない人たちにも宣伝したいと考えて「本件チラシ」を作成・配布していたという事実があるので、この事実を指摘するとともに、「チラシ」という媒体の特徴や優位性を主張することもありえよう）。

また、本件掲出による美観の悪化が限定的だとしても、個々の軽微な違反が累積することで全体としての美観が著しく損なわれうることは見やすい道理であり、すでに一般の営利広告物によって美観が損なわれいたとすれば、それはこの道理の証左ともいいうる。だとすれば、美観を害する程度が限定的であることを理由にして、これを違反行為を容認すべき根拠とすることはできない、ということにもなる。

このような比較衡量に基づけば、本件においては、美観風致の維持の利益が、表現の価値の有する利益に優越すると判断すべきであり、Xの本件掲出に対して条例4条1項3号および同33条1号を適用し処罰することは、美観風致維持という正当な公共の利益のために必要かつ合理的なものであり、憲法21条1項の表現の自由を不当に侵害するものではない、と結論づけることも可能である。

他にも、様々な理由づけはありうところであるが、冒頭にも述べたように、最終的な結論は合憲・違憲のどちらでもよい。本問では、事案の解決に相応しい説得的な論述を求めていたが、大半の答案は、本事案の細かい事実関係には立ち入らず、各種テキスト類で解説されている一般論の話題に終始していた。また、そうした一般論の知識が、いわゆる権利の保護領域や合憲性の判断枠組みに関する記述として表れる一方で、事案の具体的検討に活かされない（あるいは齟齬をきたす）答案も相当数あった。例えば、受験生の答案のなかには、合憲性の判断枠組みを設定する際に、本件条例（に基づく処罰）が表現内容中立規制であり制約の強度が強くないことを論じ、比較的緩やかな枠組みを設定すべきとしながら、具体的検討の際に、「美観風致を害する内容の広告物のみを規制すること」を「本件条例（に基づく処罰）より緩やかな規制手段」として論じるものが少なからず見受けられた。単なる知識の貼り付けではなく、自分の頭で考え、それを論理的に言語化する力こそが、法律家としての真価を問われる点であるので、常日頃からアウトプットを意識した学習を心がけていただきたい。

以 上